

# セミナー・レポート ASBJ オープン・セミナー： IFRS の最新動向と我が国への 導入（第3回）

ASBJ 専門研究員 たかはし よしひこ  
**高橋 由彦**

2010年7月8日（木）に、企業会計基準委員会（ASBJ）が主催する「ASBJ オープン・セミナー IFRS の最新動向と我が国への導入（第3回）」が、東京都港区のメルパルクホール東京で開催された。本セミナーの前半は、山田辰己国際会計基準審議会（IASB）理事から「IASB Update」、長岡 隆金融庁総務企画局国際会計調整室長から「IFRS 導入に対する金融庁の対応」が、そして後半は、加藤 厚 ASBJ 副委員長から「IASB プロジェクトの概要」について講演があった。なお本稿は、2010年7月8日現在の状況に基づいての記載している。また本稿は、セミナーの概要の紹介であり、IASB や金融庁もしくは講演者の公式な見解ではないことをあらかじめお断りしておく。以下は講演の要旨である。

1

## IASB Update

山田辰己 IASB 理事

山田 IASB 理事からは、国際企業会計審議会（IASB）の組織、国際財務報告基準（IFRS）の

全体像、IFRS の考え方の特徴及び MOU の進捗状況について講演がなされた。

### 1) IASB の組織

旧名称	新名称
IASC Foundation (財団)	IFRS Foundation (財団)
国際会計基準審議会 (IASB)	国際会計基準審議会 (IASB) (不変)
基準諮問会議 (SAC)	国際財務報告基準諮問会議 (IFRS Advisory Council)
国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC)	国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)

IASB の組織の名称が 2010年7月1日より上記の表にあるように変更される旨の説明があった。なお IASB も、当初の提案では、IFRS Board としようという提案があったが、IASB という名前がかなり浸透しているを受け、従来どおりとなった。

## 2) IFRS の全体像

IFRS そのものは、上場企業における会計基準の世界標準ということを基本的には志向している。IASB が作成する会計基準は、「IFRS (イファース)」と呼称され、IASB が作成した国際会計基準 (IAS) を含めて全体を IFRS と呼ぶ。また IFRIC が出す解釈指針も、IFRS と同等の権限を持つ、という構成になっている。そして EU、オーストラリアなど、現在 110 か国以上が IFRS を強制または任意適用し、日本も既に任意適用が始まっている。また米国も今のところ 2011 年に IFRS を採用するかどうかの判断を行うという方針を変えていない。したがって、来年、米国が採用するという方向を決めれば、世界標準としての IFRS の地位はいよいよ固まるという状況である。

また IFRS には、中小規模企業を対象とした「中小規模企業のための IFRS」(「SME 基準」と呼ばれることがある。)がある。なお、SME 基準は、上場企業には適用できないとされている。

## 3) IFRS の考え方の特徴

### 3-1) IFRS の特徴

IFRS の考え方の特徴は、よくいわれているとおり原則ベースの会計基準である。各 IFRS のコアとなる原則を明確に示して、できるだけ例外はつぐらない、つくるとしてもそれは厳しく、こういう場合だけだということをはっきりさせて、類推適用をできるだけ少なくするという事を考えている。また解釈指針もできるだけ出さないようにと考えている。基準は簡単でも解釈指針がものすごく多くなるということになれば、結局はルールベースということになってしまう。

IFRS の原則ベースという考え方は、いわば実験段階であり、IASB もかなり試行錯誤をしている。今後も現在の IFRS がすべて原則ベースかということ、必ずしもそうとはいえない。また IFRS のローカルな解釈は認めていない。各国の



国際会計基準審議会 (IASB) 理事 山田辰己氏

会計基準設定主体が IFRS の解釈を公表することを極力控えるように要請しているが、IASB にはそれをとめる権限がない。ローカルな解釈を各設定主体が出すということになれば、それはとめようがない。ただ、IFRS として権威を持っている解釈指針は、IFRIC が出しているもの以外は権威がない。それ以外はあくまでローカルな解釈でしかない。もし、企業がローカルな解釈指針に準拠する場合には、それが IFRS と異なるかもしれないというリスクを負うことになる。

企業には、概念フレームワーク及びコア原則を十分理解し、実務に適用することが求められる。各基準にある結論の背景は基準としての権威は持たない。しかし、どのような議論がなされ、どのような議論の延長線上で基準がつけられたのか、また、どういう範囲のことが検討されたのかを結論の背景になるべく書くようにしている。したがって、なるべく結論の背景を読んでもほしい。結論の背景でカバーされてないような事態が起これば、各企業は趣旨を鑑み、方針を決めていく必要がある。

### 3-2) 概念フレームワーク

概念フレームワーク自体は IFRS ではないが、IASB が IFRS を作成する際に参照し、そこで

述べられている資産、負債等の定義と矛盾しない基準をつくるという意味では、一定の規範性を持っている。

IAS 第8号の中で、第10項、第11項に規定があるが、第10項では、取引その他の事象または状況に具体的に当てはまるIFRSがない場合には、経営者がどのような会計方針を採用するかを決定しなければいけない。また第11項では、そのような状況においては、経営者は類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの規定をまずみて、次いで概念フレームワークにおける資産、負債、資本、収益及び費用に関する定義、認識基準及び測定概念を参照して、会計方針に関する判断を行わなければいけないとされている。このプロセスを通じて、概念フレームワークは基準の一部として実質的に機能している。米国会計基準の場合は、概念フレームワークはいろいろな学者の方の書かれた論文などと同じような位置づけでしかないが、IFRSにおいてはかなり高い地位を占めている。

#### 4) MOUの進捗状況

##### 4-1) MOUの進捗状況の概況

米国財務会計基準審議会（FASB）とIASBとの間のMOUは、2011年6月までに9項目すべてを完成させるという合意になっている。MOUプロジェクトが重要なのは、このプロジェクトの2011年6月までの完成が、米国証券取引委員会（SEC）がIFRSを米国で採用するための条件の1つとなっているためである。SECは、2011年にIFRSを採用するかどうかの判断を行う予定で、採用することが決定されれば、2015年から2016年にかけて段階的にIFRSを採用することが計画されている。今日まで、IASBとFASBは、2011年6月までのMOUの完成を目指して鋭意努力をしてきたが、2010年5月の会議で、作業計画を見直し、その内容を2010年6月24日に進捗報告書（progress

report）としてまとめた。そこでは、多くの公開草案を一度に公表しないという原則に従って、2011年6月までに完成するプロジェクトとそれ例外とに分けて進めていくことに合意した。SECは、今回のプロジェクトの一部期限延長が、2011年のIFRS採用の検討には影響しないと表明している。

なお、2011年6月までに完成するプロジェクトは、金融商品（分類と測定、償却原価及び減損、並びにヘッジ会計）、収益認識、リース、その他包括利益の表示（包括利益計算書を1計算書方式のみとする改訂）及び公正価値測定である。一方、2011年6月以降に完成が遅れるプロジェクトは、財務諸表の表示（その他包括利益の表示を除く）、廃止事業、金融商品の資本と負債の区分及び認識の中止がある。MOU以外であるが保険会計は、2011年6月までの完成を目指す。排出量取引については、公開草案の公開が2011年下半年以降となる。

##### 4-2) MOUの個別の進捗状況

###### 4-2-1) 金融商品

FASBが出した公開草案とIASBが考えている公開草案ないしは既に基準になっているIFRS第9号の方向性はかなり違っている。FASBの公開草案は、金融商品はB/S上は、ほとんどすべて公正価値表示しようとしている。一方IASBは償却原価モデルと公正価値測定モデルの混合属性モデルが良いと考えている。その理由は、IASBが金融商品の会計基準を改定する中で、世界中からいただいたコメントは、すべての金融商品を公正価値で測定することについてはほとんどのコメントが反対だったからである。

また減損も、FASBが提案している減損の考え方とIASBが提案しようとしている期待損失モデルと違う。この差異を埋めるのは難しいのではないかと考えている。FASBも現在コメントを求めているので、そのコメントいかんによってはFASB

のボードメンバーの考え方が変わる可能性もある。

金融資産と金融負債の財政状態計算書上でのネッティングという問題についても最近取り組みは始めている。主として金融機関が大きく影響を受けると思われるが、米国会計基準では、いわゆるマスター・ネッティング・アグリーメントというようなものがあるときには、B/S上はネットを表示することを認めているが、IASBの基準ではそういう規定がない。スタッフには、マスター・ネッティング・アグリーメントの中身等について調査するように指示しており、今後取り組むことになる。2010年第4四半期に公開草案を公表して、2011年の第4四半期での基準化を目指している。

#### 4-2-2) 公正価値測定

IFRSの中には公正価値測定についての規定が随所にあり、その計算方法についてもばらばらに規定してある。しかも表現が基準によって濃淡がある。それらを全部1つにまとめたのが、この基準である。これについては、アメリカのSFAS第157号を基本的には受ける形でIASBが議論を始め、それに合わせる予定で議論を始めたのがこのプロジェクトである。

2009年5月に公開草案が公表した。その後、2009年10月にIFRSと米国基準において、公正価値は同じ意味を持ち、公正価値測定に関する要求が重要な点について同一であるようにすることが合意された。これに従って、FASBは、IASBの考え方を米国会計基準に取り入れるための公開草案の公開及びそのコメント分析を行う予定なので、これらの手続の終了を待って、2011年第2四半期での基準化を目指す。

また、IASBだけで出しているものとして、2010年6月に測定の不確実性分析（感応度分析）の際に用いられる観察できない入力要素間の相互関係（correlation）を考慮すべきという改訂を行うための限定的な公開草案が公表され

た。これは非常に限定的な公開草案であるので、そんなに問題ないと考えている。これが公開されて処理された上で、来年の6月までに全体を終わらせたいと考えている。

#### 4-2-3) 連結方針

連結方針に関しては、支配概念に基づく連結範囲の決定を基本的には考えている。したがって特別目的会社についても、同じ支配という概念でとらえようとしている。この支配とは、自分が株式を持っている企業の経営方針を左右できる能力と、その能力を行使した結果として、便益を得ることができるという、2つの要素を満たしていれば、相手企業を支配していると考え、連結しなければならないというものである。

その中で難しいのは、例えば株式を40%しか持っていないくても、株主総会に出席する株主がいつも7割ぐらいしかいないと株主総会で過半数をとることができるというような実態がある場合である。これについては子会社として連結に含めるべきだという考え方をしている。また自分は全く株式を持っていないくても、ワラントを持っていて、権利行使をいつでもできるという状況である場合には、そういう会社も子会社として連結しなければならないと考えている。

投資会社については、投資会社が持っている投資先の子会社株式は、米国会計基準ではその投資先の子会社株式を公正価値で測定して、その変動を当期純利益で認識するという会計処理が米国会計基準で認められている。IFRSには同様の規定はなく、投資会社であろうが、子会社を持っていればすべて連結するというのがIFRSの原則である。そこで、その原則を変えて、米国の会計基準と同じように、投資会社が持っている子会社は連結をせず、そのかわりその投資を公正価値で測定するというプロジェクトを今進めている。公開草案がこの第3四半期に出る予定になっている。

#### 4-2-4) 退職後給付

2011年6月までの完成のため、給付建制度の数理計算上の差異の即時認識のみを対象とした公開草案が2010年4月に公表されたということで、数理計算上の差異の即時認識ということが今回の目玉になった。

#### 4-2-5) リース

リースは今月中に公開草案を出せると思われる。結論だけ言うと、借り手については、オペレーティングリースで今までオフバランスにできていたものが、オフバランスできなくなるというのが今回の提案である。したがって借り手の企業にはかなり大きな影響が出る。

また、もう1つ大きな影響は、リースを更新できるオプションや解約できるオプションがついている場合、つまり10年契約で5年延長することができるという更新オプションがついている場合には、10年で終わらすのか、15年使うのかを経営者が判断し、15年使う可能性が高ければ、15年のリースとして会計処理することを求めている点である。その評価は毎期末にすることになっている。例えば10年のリースで5年の延長がついている場合で、当初は15年間使用するつもりであったので、15年を前提に会計処理をしていたが、5年過ぎたところで、景気の状態から15年は使わず、10年でやめるということになれば、その時点で、リース期間を10年を前提に見直す必要がある。見直しに伴って出る差額は、その時点で調整するという会計処理を考えている。

また、売上高に比例したり、何かの指標に比例するような変動リース料や偶発リース料は、当初のリース契約に基づいて、幾らぐらいのリース料を払わなければいけないかということを見込んだライアビリティを考えてもらう提案になっている。このように、今までのリースの会計基

準に比べて、経営者が予測をしなければいけないという部分はかなり増えている。その予測を毎期末に見直さなければいけない。だから、実施するときにはかなり負担が増える可能性があると考えられる。この点についても、公開草案が出た段階で、ぜひご意見をいただきたいと思う。

#### 4-2-6) 概念フレームワーク

概念フレームワークについてはFASBと一緒に見直すことを考えている。現在、フェーズAからHまでであるが、現在検討されているのは、フェーズAからDまでで、フェーズBが休止状態である。フェーズBというのは構成要素、つまり資産、負債の定義や、最初にB/Sに載せるときにどのように認識するのかという基準の議論が滞っているが、目的及び質的特性については7月中旬に最終のバージョンが出る予定である。また、フェーズCの測定については、2010年第4四半期または2011年第1四半期での公開草案の公表で、2011年下期での最終基準ということを考えている。フェーズDの報告企業は、今までの概念フレームワークにはなかった。どういう企業が連結財務諸表や個別財務諸表を報告しなければいけない主体なのかを定義しようとしているのがこの部分で、2010年の第4四半期での基準化を目指している。

	プロジェクトの各フェーズ及び取扱うトピックス
A	目的及び質的特性
B	構成要素及び認識
C	測定
D	報告企業
E	表示及び開示（財務報告の境界を含む）
F	概念フレームワーク及び公正なる会計慣行のヒエラルキーのステータス
G	非営利セクターへの適用
H	概念フレームワーク全体

## 2

## IFRS 導入に対する金融庁の対応

長岡 隆 金融庁総務企画局  
国際会計調整室長

金融庁の長岡国際会計調整室長からは、我が国の IFRS 導入に関する枠組みについて講演がなされ、我が国における IFRS 導入の意義から IFRS 導入により生じる諸問題及びその解決まで幅広く説明がなされた。

## 1) IFRS 導入の意義

我が国における IFRS 導入の意義を企業、投資家、市場という3つの関係者の視点から説明する。資金調達を行う企業からは、IFRS という世界共通の物差しを入れることで、国際的な資金調達の容易化が図れるとともに、資金調達関連コストの低減が図れる。また海外における関係会社等の財務諸表が同じベースでつくられるので、企業の経営管理の効率性向上すると考えられる。その結果、企業の国際競争力が高まってくるであろうということが企業の視点からの意義として考えられる。

投資家にとっての意義は、財務諸表の国際的な比較が可能になるので、投資先の選択対象が多くなり、幅広く効率的な投資ができるとともに、会計基準が統一されるということで、投資家の視点から見ての財務報告の品質が向上してくるであろう。

3つ目の、日本の金融・資本市場という観点から見た場合、IFRS 導入により、財務諸表の比較可能性が増し、日本の市場としての国際的な魅力が向上するとともに、海外から投資を促進することになる。

## 2) IFRS 導入の課題

第1に日本基準と IFRS とのコンバージェンスの継続を図っていく必要がある。第2に、IASB に対する積極的かつ効果的な意見発信を

行う必要がある。第3に、我が国の企業の実態も適切に反映した高品質な会計基準を策定していく必要がある。つまり IFRS というのは、既に所与のものがあるのではなく、IFRS 自体、今足元で動いている。その中で日本の取引実態、企業の経営実態といったものに合わせていかに使い勝手の良いものにしていくのか、ということが重要と考える。したがって、積極的、効果的な意見発信をしつつ、我々が使いやすいものにしていくことが大きな課題である。そして我々の意見発信を適切に反映させるために、それを受け取る側のデュープロセス、基準設定主体のガバナンスの向上が非常に重要な課題と考える。これが第4の課題である。国際財務報告基準財団 (IFRSF) のモニタリング・ボードというのが設置されているが、このボードの役割は、IASB のメンバーの指名等を行う評議員会の監視や評議員の選任の承認を行うことである。このボードは5名が正式なメンバーとして対応しているが、そのうちの1人は、日本の金融庁長官である。そこで積極的に独立性を確保し、できるだけ我々の発信していく意見を正当に評価してもらい反映していくというプロセスをしっかりと維持することが重要である。そして、もっともこれが重要な課題かもしれないが、第5と



金融庁総務企画局国際会計調整室長 長岡 隆氏

して、関係者による IFRS への実務対応、教育・訓練がある。

### 3) IFRS 導入に関するスケジュール

任意適用については、2010 年の 3 月期末からということ、既に任意適用を行えるような制度整備が行われている。本年の 3 月期末の時点では、1 社任意適用している。強制適用は、2012 年頃をめどに、強制適用すべきかどうかの是非を決定するということがロードマップの中に示されている。仮に強制的な適用が決まった場合には、準備に最低 3 年間はかかるであろうということ、実際の強制適用の開始の時期は 2015 年、16 年あたりとなる。今時点で 2012 年での意思決定を延ばすのか延ばさないのかというような判断をするのかしないのかということであるが、特段何かスタンスを変えるということは、今時点では特に考えていない。

### 4) コンバージェンスの継続加速

コンバージェンスの作業は、2007 年 8 月、東京合意に基づいて作業が始まっているが、短期目標、中期目標、長期目標という 3 段階で作業を進めていくという合意がなされた。このうちの短期項目については、IFRS と日本基準との間で大きな違いがあった 26 項目については、収れんを進め 2008 年 12 月の時点で収れんが完了し終了した。しかしながら、それだけで日本の基準と IFRS が同等であるといい切れない。中期項目、長期項目がまだ残っている。今後これらについては引き続き作業を続けていくことが必要である。

### 5) ダイナミック・アプローチ (連結先行)

今後コンバージェンスを進めるため、ダイナミック・アプローチの採用というものがある。ダイナミック・アプローチという言葉自体あまり聞きなれない言葉かと思うが、いわゆる「連

結先行」という考え方を発展させたものである。

連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化、国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や、伝統的な会計実務に関連の深い個別の財務諸表に先行して機動的に改訂していくという考え方である。

従来、日本の会計基準というものは連結と単体が一体として考えられるようなものであり、単体でつくり上げたものを集約して連結のものをつくっていくというものであった。それが単単のダイナミック・アプローチでは、情報提供機能の強化、国際的な比較可能性といった IFRS の意義を追求するために連結について、先行させて収れんを図っていくというものである。

ダイナミック・アプローチの考え方は、連結財務諸表に係る会計基準と個別財務諸表に係る会計基準の双方がダイナミックに発展・変化していく中で、両者間の整合性は確保しつつ、両者間のずれを時間軸の中で容認していくというものである。静的な状態での差を気にすることなく、ダイナミックに時系列の中で収れんを図っていくというものである。

### 6) 非上場会社の会計基準に関する懇談会

先ほど連結と単体の話をしたが、違う切り口から見たときに、上場企業と非上場企業の違いというものがある。「非上場会社の会計基準に関する懇談会」においては、日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避、最小化すべきであるとの意見を踏まえ、非上場会社の実態、特性を踏まえた会計基準のあり方について幅広く検討を行っている。

### 7) 最後に

IFRS の導入が円滑に進むように、以下のような取組みが行われている。まずは、財務会計

基準機構、ASBJ が中心に行っている IFRS 対応会議、また、ASBJ を窓口とする IASB のスタッフへの相談・照会ルートの整備、そして、経団連と日本公認会計士協会が主導で行っている IFRS タスクフォース、正確には IFRS 導入準備タスクフォースの設置と開催がある。さらに、金融庁による国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例、四半期連結財務諸表の開示例の公表がある。そして、最後に IFRS に関する誤解を取り除く必要がある。

## 3

## IASB プロジェクトの概要

加藤 厚 ASBJ 副委員長

加藤 ASBJ 副委員長は、仮に IFRS が日本に導入される、あるいは日本の基準がこれに合わせてコンバージェンスした場合、日本の実務に大きな影響を与えると思われる 3 つの IASB のプロジェクトである収益認識、財務諸表の表示、金融商品について講演された。

## 1) 収益認識

## 1-1) プロジェクトの作業計画

収益認識プロジェクトは、IASB と FASB が進めているコンバージェンスプロジェクトの MOU プロジェクトの 1 つで、優先プロジェクトの中の 1 つである。したがって、当初の予定どおり 2011 年 6 月の期限は守るという予定になっている。

この収益認識のプロジェクトを見直す理由は、米国においては、収益認識に関する定めが EITF という実務指針を中心に、100 以上あるといわれている。一方、IFRS も、第 18 号「収益」と第 11 号「工事契約」では、基本的に考え方が異なっている。IAS 第 18 号のほうは、リスクと経済価値の移転モデルといわれる考え方で、ほとんどのリスクと経済価値が顧客に移転したときに売上に計上するという考え方をと

ているのに対して、IAS 第 11 号の工事契約のほうは、それと例外的な取扱いをして収益認識をし、統一された整合的な基準になっていないという問題がある。

したがって、米国基準でも IFRS でも、整合性のあるきちんとした 1 つの収益認識基準、統一モデルをつくる必要があるということでこのプロジェクトが始まった。

もう 1 つの要請としては、複数要素契約といって、例えばハードウェアとソフトウェアがそれぞれ組み合わせさせたような売上や、あるいは自動車とか電化製品等の品物を売ると同時に製品保証やソフトのサービスを売るというような、タイプの異なった物やサービスが一緒になった取引の会計処理についてもきちんとした基準がない。

## 1-2) 提案されている収益認識モデルの概要

収益の認識時期については、日本は伝統的な実現主義に基づいて、販売や役務の給付によって実現したときに収益に計上する。具体的には出荷基準や、コンピュータのように据えつけが必要であれば検収基準というような、実現したときに売上を計上するという考え方をとっている。それに対して IFRS の提案モデルは、支配モデルといい、顧客に支配が移転したときに収益を認識するという考え方をとっている。

工事契約については、日本では実現主義の例外として、進捗度合いに応じて収益を計上するという工事進行基準がとられている。IFRS も実は本来の収益認識基準とは違う例外的な取扱いをしているが、今回の提案モデルの中では同じモデルの中で違う考え方を導入して、収益の認識を進行基準でもできるような形にしている。これは、支配の移転を連続的に移転する場合にはそれ相応の会計処理ができるという形で、同じモデルの中の取扱いとしているというところに特徴がある。





企業会計基準委員会（ASBJ）副委員長  
加藤 厚氏

また、複数要素契約では、ハードとソフトが組み合わさったような取引についても、日本では別個の履行義務という考え方がとられていない。そのため売上は売上として、例えば車を売り上げたら全部100%売上を計上し、保証が必要であれば、その保証に見合う分はコストの分だけ保証引当金を立てるという考え方をしている。IFRSは、保証も履行義務の一部とみなして売上から直接引き、売上がまだ実現していないという考え方をとっている。

## 2) 財務諸表の表示

### 2-1) プロジェクトの作業計画及び目的

財務諸表の表示プロジェクトは、優先プロジェクトから外れたので、来年6月という期限はなくなり、最終基準化が来年の6月より半年遅れることになった。このプロジェクトには大きく2つの原則があって、1つは、一体性原則といい、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の3つを基本的に同じような表示の仕方にするというものである。また分解原則というのは、なるべく情報を細かく分けて表示するというものである。

### 2-2) 提案されている表示原則の概要

IFRSでは、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書の3つの基本財務諸表を事業セクションと財務セクションと同じように分ける。さらに事業セクションを営業カテゴリー、投資カテゴリーに分ける。財務セクションは借入カテゴリーと所有者持分カテゴリーに分ける。

重要なことは、今までは貸借対照表上、借方が資産、貸方が負債だったが、財政状態計算書ではそのような考え方ではないということである。借方、貸方ではなくて、資産と負債が同じセクションの中で一緒に表示される。例えば上のほうに資産、下のほうに負債、差し引き純事業セクションというネットの形で表示される。そのため、借方、貸方にはこだわらないという考え方が導入される。また流動か固定かの区分は、今までのような営業循環基準は使わずに1年基準だけということになる。

また、現在ある現金同等物という概念は、キャッシュ・フロー計算書上廃止される。

さらにASBJが平成22年6月に公表した包括利益の表示に関する会計基準では、従来の損益計算書と包括利益計算書を合わせた1計算書方式と、従来の損益計算書部分と、その他の包括利益計算書の2つの部分から構成されている方式との2つの方法の選択を認めているが、IASBとFASBは1計算書方式しか認めない提案をしている。

キャッシュ・フロー計算書で一番大きな問題は、IASBは直接法だけしか認めないという提案をしていることである。これについては、世界中から反対されている。このため今回優先順位から外れ、もっと時間をかけて検討していこうということになった。

### 3) 金融商品

#### 3-1) プロジェクトの作業計画

金融商品については、金融商品プロジェクトも最優先項目になっている。IASBはこの4つに分けて進めているが、金融資産の分類・測定については既にIFRS第9号というのが出ているため終わっている。残り3つについてはいずれも当初の期限の2011年、来年6月の期限を守るという優先プロジェクトの中に入っている。

#### 3-2) 金融資産の分離及び測定

金融資産の分類・測定は、IASBは大きく2つの測定区分に分けている。1つは償却原価で、もう1つは公正価値である。ここが米国の提案と違うところである。米国は原則公正価値であるため、非常に限られた負債にしか償却原価を認めていない。また、IASBではOCI（その他包括利益）表示のオプションを認めている。これは、日本の戦略的投資、持ち合い株のために特別に認められたようなものである。これも、IASBの特徴である。

償却原価で測定するためには、2つの要件を満たす必要がある。1つは事業モデル要件であり、もう1つは契約キャッシュ・フロー特性の要件である。債権や貸付金がこれに該当する。

以上が負債性の金融商品であるが、株式等については、原則公正価値で評価し、その評価差額は損益計算書に計上するとしている。ただし、いわゆるOCIオプションという特別な規定がある。これはデイビッド・トゥイーディーIASB議長が、日本のためにつくったといっているものである。戦略的投資あるいは持ち合い株のようなものについて、トレーディング目的でなければ評価差額をOCIでの計上を特例として認めている。また処分した場合の純損益は損益計算書に持って行くのではなくて、そのまま包括利益計算書の中に入れておく、あるいはその他利益剰余金に直接振りかえることが必要

になる。ただし、その受取配当金は、当初は、損益計算書に計上されない取扱いだったが、日本からの主張等を聞き入れて、損益計算書に計上できることになった。

非上場株式についても、当初はすべて公正価値評価だけといていたが、これも日本等の意見を聞き入れて、例えば公正価値を測定するための十分な情報が入手できない場合や、測定した結果に大きなばらつきがある場合は、取得原価を公正価値とみなしてもよいという規定が設けられた。

一方、FASBの公開草案で、注目すべきなのは、FASBは原則公正価値測定という点である。償却原価による測定は、非常に限られた金融負債だけである。そこが、IASBとは大きく違うところである。FASB案も現在、公開草案の段階であり、最終的にどうなるかわからないが、今のところは原則公正価値測定となっている。

#### 3-3) 金融負債の分類及び測定

IASBの2番目のプロジェクトの金融負債の会計基準は、5月に公開草案が公表された。ただし、この公開草案は、金融負債を公正価値オプションで評価する場合のこじ取り扱っていない。この公開草案の内容は、公正価値オプションを採用した結果出てきた評価差額のうち、この自己の信用リスクの変動に起因することにより発生した損益は、損益計算書に入れなくて、その他の包括利益に表示するというものである。現在は全部純利益に計上している。ただ、表示の方法として2段階アプローチというものを提案している。つまり公正価値変動によって出てきた金額をいったん全部損益計算書に載せて、そのうち自己の信用リスク部分だけを引いて、それをOCI（その他包括利益）に移すという方法を提案している。そしてOCIに行ったものについては、リサイクリングはしないとしている。

### 3-4) 減損

この減損のプロジェクトは、貸倒引当金をいつ計上するかを検討するプロジェクトである。現在の発生損失モデルは、貸付先が債務超過になったとか、期日になっても借入金を返済しないというような、事象が発生して初めて貸倒損失を認識するというものである。ところが、そのような方法をしてきたから金融危機が大きくなったと指摘されたため、公開草案では、この方法を改めて、予想損失モデルという方法が提案された。

この予想損失モデルの特徴は、契約キャッシュ・フローを、例えば3年間の貸付けであれば、当社に3年間の貸付けのキャッシュ・フローをあらかじめ見積もって、その結果、将来損失の発生が予想されるのであれば、その予想損失をあらかじめ取り込んで、実効金利に反映して償却原価法の計算をしていくというものである。ただ、この考え方には実務上いろいろと問題があって、残存期間にわたる予想キャッシュ・フロー

を客観的に見積もることは非常に難しい。例えば1年、2年の短期の貸付金であれば比較的容易だが、20年、30年の貸付金であっても、将来何が起きるか、しかもマクロ経済も予測して、将来の失業率や経済成長率等が、回収可能性に反映するのはどのくらいあるかということまで見積もった上で計算しなければならないので、実行可能性の問題が指摘されている。

### 3-5) ヘッジ会計

ヘッジ会計については、まだ公開草案は出ていない。ただし、予定としては今年の第3四半期に公開草案が出るという予定である。今のヘッジ会計は非常に複雑なので、簡素化しようとしている。現在は公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジと両方あるが、これを統合して1つのヘッジ会計のやり方を考えようと検討している。ただし、具体的にどのようなやり方になるかは見えていない。いずれ公開草案が出てくればはっきりすると思われる。